

【研究ノート】

1990年代のベトナム市場経済化と投資環境

専修大学商学部 小林 守

Market-oriented Reform and Business Climate in Vietnam 1990s
Senshu University, School of Commerce Mamoru Kobayashi

1990年代はベトナム経済の市場経済化にとって、極めて重要な期間である。特にこの期間は西側諸国からの外国投資を受け入れるための国内的システムの基盤整備を試行錯誤しつつ、本格的に実施し始めた期間と言える。重点対象として輸入代替産業を優遇し、先端技術分野、インフラ開発、石油化学、農村部への進出などのカテゴリーの投資を優遇した税率を定めるなど、政策上の重点分野を反映させるように改正されている。外国投資の受け入れはこうした政策実現のために必要不可欠であり、そのための外国資本認可手続きの簡素化、外国資本優遇分野)を制定し、法制度も整備していった。今日のベトナムの経済発展の基盤づくりとなった1990年代の改革に焦点を当てる。

キーワード：ドイモイ（刷新）、市場経済化、投資環境、越僑

The political and economic reforms in 1990s are critically important for Vietnam. In this period, to induce technology and capital, various reforms were initiated by the government. Among them, tax preference and deregulation for foreign companies which invested in the prioritized sectors including high-tech industry, infrastructure, energy development and rural development was core reform. The reforms lead to in-flow of foreign capital and technical transfer to local industries in 2000s.

Keywords : doi moi, market-oriented economy, business climate, overseas Vietnamese

1. 1990年代の外国資本進出

ベトナムは1868年からフランスの植民地支配をうけ、第二次世界大戦間の旧日本軍の占領統治と戦後のフランスからの独立戦争、ベトナム戦争を経て、1975年に現在のベトナム社会主義共和国を成立させた。その後は中国からの侵略やカンボジアへの侵攻など戦時状態があったが、最大の援助国であった旧ソ連の崩壊を契機に社会主義の下で経済のみ市場メカニズムを導入するドイモイ（刷新）政策を開始した（1986年）。1990年代のベトナムは1986年から推進されているこのベトナムのドイモイ政策により市場経済化と対外経済開放を進めた。すなわち、ドイモイ政策は旧ソ連、東欧などの社会主義国の体制崩壊により経済援助が停止あるいは削減されたことにより経済が停滞し、日欧米などの西側資本主義諸国からの投資や経済協力が必要になったために必要に迫られ

て発動されたとみることができる。ドイモイの経済路線は1992年公布の新憲法で正式に「国是」となった。この開放経済政策の推進を象徴するのがベトナムのASEAN（東南アジア諸国連合）加盟（1995年）、米国との国交正常化（1995年）である。

1992年の憲法は「ドイモイ」憲法と言われ、①私有制と私営経済の自由化②外国企業資産の国有化（接収）禁止③長期の土地私有権を保障（但し、ベトナム国民のみ）④共産党幹部以外でも入閣可⑤党員以外の国会議員被選挙権許可をうたっている。政治的にも従来、共産党に集中しすぎた権力構造を是正し、政府、議会との権力バランスを取ろうと試みた。但し、急速なドイモイにより、資本主義国の文化、思想が急速に流入し、社会主義体制自体が揺らぐことには神経質になっており、企業や商店の看板を外国語だけで掲げることを一時禁止するなどの措置を取ったこともあ

図表 1：ベトナムの主な市場経済化へのあゆみと外交関係 (1946年～1999年)ⁱⁱ

年	事象
1946年	第一次インドシナ戦争
1964年	米国の介入 (旧南ベトナム政府への支援)
1975年	南北ベトナム統一、ベトナム社会主義共和国成立
1977年	国連加盟
1978年	ベトナム軍のカンボジア侵攻
1979年	外資法公布、中越戦争
1980年	ロンアン省でドイモイの実験
1986年	第6回共産党大会でドイモイ路線を採択。小規模な民間企業の経営を許可
1988年	新外資法公布。南沙諸島で中国艦船との武力衝突
1991年	第7回共産党大会でドイモイを国家基本政策として確認。中越国交正常化
1992年	改正憲法公布。貿易収支が黒字に転換
1994年	米国がベトナムに対する禁輸措置を全面解除。先進各国が対ベトナム債権を50%減免およびリスケジュール
1995年	米国と国交正常化。東南アジア諸国連合 (ASEAN) に加盟
1996年	第8回共産党大会でドイモイ政策の継続を確認。中国との国境鉄道の運行再開
1997年	アジア通貨危機
1999年	中国との陸上国境確定交渉

出所：「全予測アジア」(1995年、1996年、2000年版)、三菱総合研究所、ダイヤモンド社に筆者加筆

るⁱⁱⁱ。このように試行錯誤を繰り返しつつ、市場経済的開放経済を導入していった。外国からの民間投資については1988年に外国投資法を始めて制定し、100%出資の外国企業の設立を認めるなど、本格的な外資への市場開放の遂行を世界の企業に示した。この外国投資法は国内企業の利害との調整を考慮しながらも外国企業の要望を取り入れて、何度も改正されている。

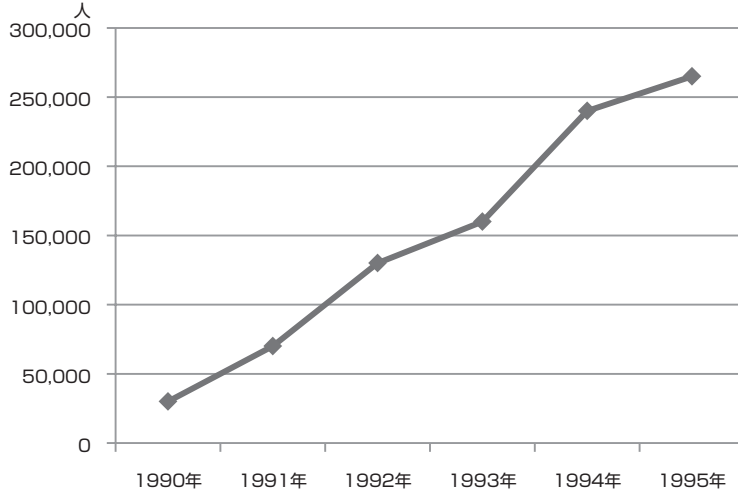
例えば、1990年にはその重点対象として輸入代替産業を優遇し、また1992年には先端技術分野、インフラ開発、石油化学、農村部への進出などのカテゴリーの投資を優遇した税率を定めるなど、政策上の重点分野を反映させるように改正されている。1994年には外国投資への認可手続きの簡素化、1996年には外国投資の中でも奨励される分野 (優遇される分野) と奨励されない分野 (優遇されない分野) を明確に峻別した改正が行われている^{iv}。これと併せて国内法制度も整備された。外国技術移転に関する法令 (1988年)、工業所有権の保護に関する法令 (1989年)、会社法 (1990年) などがその主なものである。

市場経済化はまず農業に活力を与えた。計画生産 (集団生産) から個別の農家の裁量による生産 (個別農家請負制) に変わり、もともと強みを持っていたコメ生産は主力輸出産業としてタイ、

米国に次ぐ規模となった。しかし、何よりもベトナムの経済を刺激したのは外国からの直接投資である。特に西側の企業は次第に積極的にベトナムに投資するようになった。特に1994年に米国がベトナムに課していた禁輸措置 (いわゆる「エンバゴ」) が解除されたことにより、それまで華僑資本 (台湾、香港) による投資から、米国、欧州、日本、韓国の企業からの投資に主体が移ってきた。また、資本主義体制であった旧南ベトナムから難民となって米国などに逃れたベトナム人投資家 (いわゆる越僑) もかつて「祖国」ベトナムに投資を行った。ベトナム政府も越僑の投資を市場経済化推進のための積極的な要素と考え、彼らにマルチビザの発行や優遇税制という恩典を供与した。

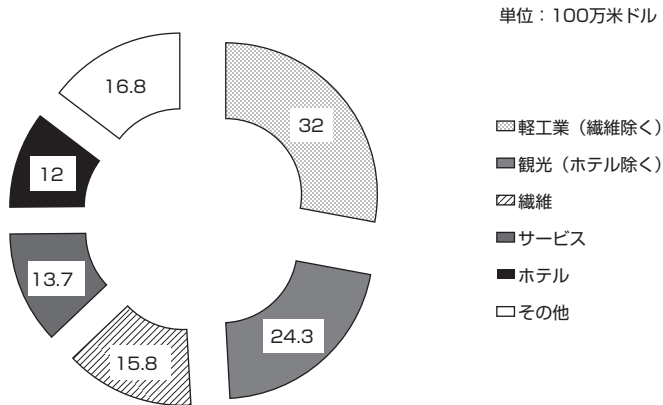
ベトナムの対外開放の初期に投資を行ったのは越僑の他、東南アジアの華僑資本であり、韓国資本、台湾資本であった。越僑はサービス業や軽工業、シンガポールなどから投資する華僑は不動産開発に着目していた。また、韓国資本、台湾資本はベトナムをアジアの新たな低コスト生産拠点と位置付け、製品を欧米などの市場向けの迂回輸出を行う傾向があった。このためベトナムの対韓国貿易は数字上、大幅なベトナムにとっての入超 (貿易赤字) となった。この他、カンボジア経由

図表2：ベトナムに出国した越僑（1990年代前半）



出所：小林守，宇佐美暁「アジア新経済圏 東南アジア編」三菱総合研究所，徳間書店，1996年，p.92
 原出所：Vietnam Economic Times, February, 1996

図表3：越僑の投資分野



出所：小林守，宇佐美暁「アジア新経済圏 東南アジア編」三菱総合研究所，徳間書店，1996年，p.92
 原出所：Vietnam Economic Times, February, 1996

で流入するタイ製の製品，中国から流入する中国製品によってベトナムは市場経済化に伴って恒常的な貿易赤字を被る構造に直面することになった。

但し，地域によって外国資本の行き先は異なっていた。もともと農業主体で社会主義経済的な計画経済の歴史が長い北部への外国投資は少なく，インフラストラクチャーが比較的整い，軽工業と華僑資本の基盤があった最大都市ホーチミンシティなど南部に外国投資が集中的に行われた。

これに対し，ベトナム政府は政治的な中心である北部（ハノイ）周辺にも外国資本を誘致しようと，北部誘致を積極的に行い，日本企業も次第に北部への進出を行ってゆく。

1990年代中頃には既に首都ハノイと主要港湾都市ハイフォンを結ぶ国道5号線沿線に野村証券主導の工業団地が整備され，輸出加工拠点の設立をもくろむ外資企業の誘致を狙った。また，ハノイ国際空港周辺にもタンロンなどの大規模な工業団地が開発されて，日系企業が多く進出するよう

になった。富士通、トヨタ自動車、コマツ、NEC、大成建設、清水建設は北部に進出した主な企業の例である。もちろん、南部にも日本企業は多く、三菱重工、ヤンマー、新菱冷熱工業、ヤマハ、ソニー、三洋電機、味の素などが進出した。ベトナム政府も外資企業受け入れに関わる官庁の統合で手続きの促進と透明化などの改革を行い、日系企業の間では投資先としての期待度が高まった。

この進出ブームはやがて一時沈滞化した。その理由は大きく二つ挙げられる。一つは外国企業の進出によって非効率な国有企業は苦境に陥ることが多くなり、それを救済するためベトナム政府は外資企業に与えていた優遇措置を縮小するなど、対外開放の基本方針に矛盾する政策を発動して、外資企業の信頼を失ったことである。今一つは1997年のアジア通貨危機があったため、外資企

業が投資を控えめにしたことである。日本企業や韓国企業は本社サイドの経営的苦境に直面し、ベトナムのみならずアジアの拠点を拡張する余裕がなくなったのである。特に韓国企業は自国もIMF（国際通貨基金）の緊急援助を受けて、民間セクターの海外債務削減と財閥の再編を政府主導で行わざるを得ないなど、アジア通貨危機の影響を最も強く受け、投資余力が縮小し、ベトナムでの事業展開においてもブレーキがかかった状態になった。程度の差はあれ、シンガポール、台湾などの企業からの直接投資も減少した。しかし、アジア通貨危機からアジア経済が回復していくにつれて直接投資は回復していった。

図表4および図表5は1990年代にベトナムに進出した主な日本企業である。坪井（1994）によると1994年7月現在、この他に三菱石油、昭和

図表4：1990年代の市場経済化と主な日系企業の進出（現地法人）

地域	企業名	業務内容
ハノイ	ニチメン（双日）	自動車組立・販売
	フジタ	建設・不動産
	大成建設	建設
	日本ロジテム（2法人）	トラック事業・バス整備事業
	ホンダ	二輪車・四輪車製造
	日本工営	コンサルティング
ハイフォン	住友商事	ポリプロピレン製品製造
	エプソン	プリンター製造
	スタンレー電気	自動車・二輪車部品（ヘッドランプ）
クアンニン	トーメン（豊田通商）	ゴム樹脂・テレビン油製造
ダナン	日商岩井（双日）	植林チップ生産販売
フミ	共英製鋼、三井物産、伊藤忠	鉄筋棒鋼製造販売
ラムドン	トーメン（豊田通商）	ガムロジン製造
ダラット	大丸興業、豊田缶詰	マッシュルームの生産加工
ブンタオ	飛行船	エプロン・婦人服の縫製
ビエンホア	三洋電機、昭和プラスチック、住友商事	家電製品のプラスチック部品
ホーチミンシティー	ソニー	テレビ・オーディオの製造販売
	エースコック、丸紅	即席麺製造販売
	トーメン	缶詰用缶の製造
	味の素	調味料製造販売
	野村貿易	鉄板加工販売
カントー	東洋精米機製作所	精米関連機器の販売

出所：東洋経済新報社編「東経 Data Books, 全図解 日本企業のアジア進出マップ」1995年に筆者加筆

図表5：1990年代前半の市場経済化と主な日系企業の進出（支店・出張所）

地域	業種	企業名
ハノイ	製造業	富士通, NEC, トヨタ, コマツ, 共英製鋼
	金融	東京海上火災, 住友海上火災, 安田海上火災, 同和火災海上
	建設	大成建設, 清水建設, 飛鳥建設, 佐藤工業, 大林組, フジタ, 熊谷組, 三菱建設, 三井建設, 日本工営, ナカノコーポレーション
	商社	三井物産, 三菱商事, 住友商事, 丸紅, 日商岩井, 兼松, 伊藤忠商事, トーメン, ニチメン, 豊田通商, 金商又一, 明和産業, 野村貿易, 日鐵商事, 川鉄商事, 三洋商事
	その他	出光石油開発, 日本経済新聞社
ブンタオ	商社	住友商事, 丸紅, 日商岩井
	その他	日本海洋掘削
ホーチミンシティ	製造	三菱重工, ヤンマーディーゼル, 新菱冷熱工業, ヤマハ
	金融	さくら銀行, 富士銀行, 三菱銀行, 三和銀行, 東京銀行, 大和銀行, 東海銀行, あさひ銀行, 東京海上火災, 三井海上火災, 安田海上火災
	建設	大成建設, 清水建設, 大林組, ハザマ, 三菱建設, ナカノコーポレーション, きんでん
	商社	三井物産, 三菱商事, 住友商事, 丸紅, 日商岩井, 兼松, 伊藤忠商事, トーメン, ニチメン, 豊田通商, 金商又一, 明和産業, 野村貿易, 日鐵商事, 川鉄商事, 三洋商事, 住金物産, 岩井産業
	運輸	日本郵船, 大阪商船三井船舶, 川崎汽船, 日本航空, 鴻池運輸

出所：東洋経済新報社編「東経 Data Books 全図解 日本企業のアジア進出マップ」1995年より筆者作成

シェル石油, アラビア石油, EIE インターナショナル, 住友商事, 日商岩井などの日本企業がベトナムの海域にある工区での石油開発権を取得ないしは落札している^{vi}。坪井(1994)はこうした工区のある海域には中国やその他の近隣諸国と係争中の南沙諸島, 西沙諸島の海域が含まれていると述べている。

2. 1990年代の金融・財政と問題点

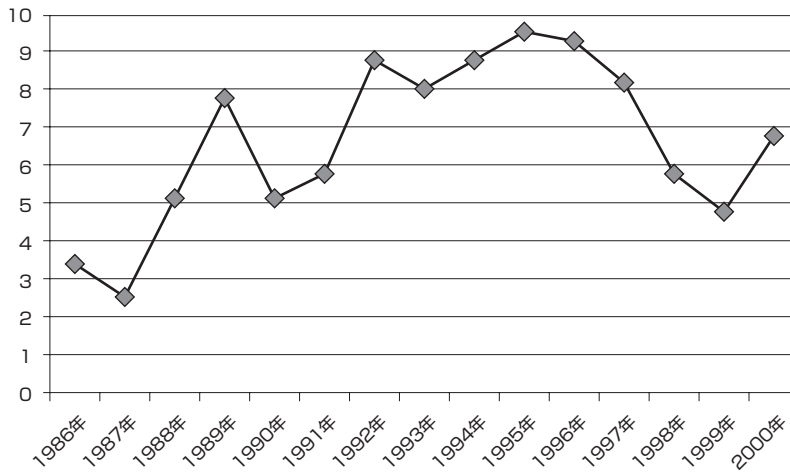
「ドイモイ憲法」(1992年憲法)以降, マクロ経済は活況を呈し, GDP成長率は8%以上を記録するようになった。これによってインフレ状態が出現したが, 1990年初頭以降, 一時は370%もあったインフレ(GDPデフレーター)は1993年には13%までに沈静化した。これは世界銀行やIMF(国際通貨基金)のアドバイスにより財政支出削減に踏み切ったためである。しかし, このままでは投資不足により経済成長を抑制してしまうため, 1993年以降は公共投資などの財政赤字政策に転換した。経済成長率が高止まりした状況ではインフレが常に懸念される。1990年代後半まで現地通貨「ドン」に対する信任は弱く, 市

中ではドンと米ドルの併用がまかり通ることになった^{vii}。また, 金融システムも脆弱であったため, ベトナムの国民・企業は資産を「金」として保有する傾向が強かった。

通貨ドンは対米ドル交換レートに対して常に弱く, 輸出には好条件にあったが, 輸出品を製造するための社会基盤整備や生産設備が圧倒的に不足していたため, 農産物以外の物資を輸入する必要があり, 貿易赤字は常態化した。これを補ったのが海外からの経済協力資金や外国資本の直接投資である。これによって貿易赤字による外貨のキャッシュフローは改善され, 外貨準備高の水準が上がるにつれ, ドンへの信認が高まり, 米ドルが市中で決済に使われることがなくなっていったが, 1990年代中頃までは商業取引において米ドルが選好されることが多かった。但し, 現在では全面的に国内ではドンが通貨として受け入れられており, 外貨が決済通貨として使われることは, 例外的な場合を除いてはない。

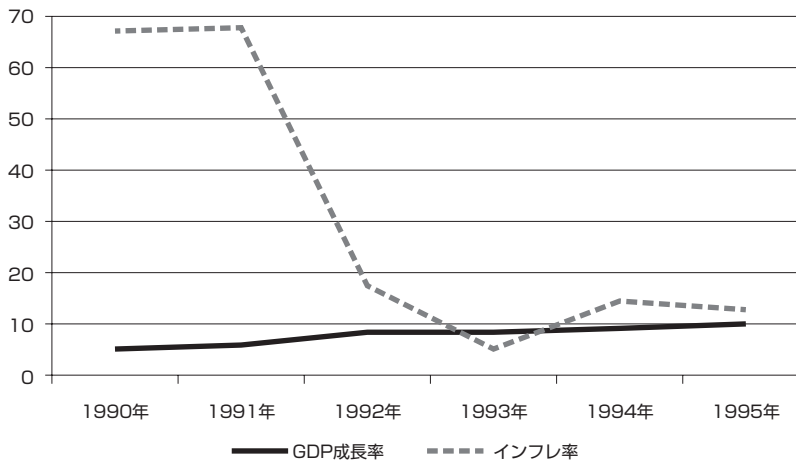
金融制度についても, ベトナムは1990年代に入るまで市場経済に対応できるものではなかった。すなわち, 社会主義システムのもとで, 銀行は厳重な国家管理のもとに置かれており, 国庫が

図表 6：ドイモイ政策発動以降のベトナム経済成長率 (%)
(1986年～2000年)



出所：IMF “world economic outlook database”

図表 7：1990年代前半のベトナムの経済成長とインフレ率 (%)



出所：ベトナム政府統計局 (GSO) 1996

ら国営企業に資金を配分実行する機能しか持ち合わせていなかった。銀行の基本機能である、融資機能、つまり信用創造機能を有していなかった。しかも銀行それ自体の数も極度に少なく、ローカルの商業銀行は僅か国営銀行3行（農業銀行、工商銀行、外国貿易銀行）があるのみだった^{viii}。この他、国営の政策銀行としては大型設備投資やインフラ建設資金の需要に対応するための投資開発銀行があった。したがって国営セクター以外の民

間事業者は事業機会があっても、ファイナンスを受けることができなかった。

1990年代になると非国有銀行も設立が認められ、1990年代中頃には合資銀行 (Joint Stock Bank) 3行、外資合弁銀行3行、外国銀行支店16行が存在した。しかし、もっぱら大株主の事業向けの融資の他、外資系の銀行は自国から直接投資によって進出してきた企業に米ドルなどの外貨でファイナンスすることに活動を制約されてい

た。

背景にあるのはベトナム政府の銀行ライセンスの制約、銀行自体の融資原資の限界、情報開示不足による審査の限界などだけではない。ベトナム政府は経営状態の思わしくない国営企業の債務負担を軽減して破綻させないようにするために企業への貸出金利の上限を定めていた。銀行はリスクに見合った金利を設定することができず、おのずとローリスクの企業、すなわち大企業、外資企業、株主企業への融資に融資原資を集中させざるを得なかったという事情もある。

優良な融資対象案件が仮に見つかったとしても機動的に原資を調達することにも困難があった。インターバンク市場は十分に機能していなかった上に証券市場も開設されていなかった^{ix}。1990年代前半頃まで、国民も現金を銀行に預ける習慣がなかったため、銀行の資金調達力には限界があり、ドイモイ以降に次々と設立された民間銀行や外資系銀行も企業の資金需要に十分にこたえることはできなかった^x。この間、インフレ率もまだ10%以上であり、中間層、富裕層は米ドルのタンス預金や金を財産保全の手段として好んでいた。銀行にも十分なドン建ての資金がなかったのである。1992年から検討が始まった証券取引所は時間がかかり、ようやく2000年にホーチミン証券取引所開設という形で実現した。おりしも、1990年代後半から、外国直接投資が活発化し、ベトナム国内に通貨供給量が増えると、一般国民も次第に定期預金などの金融資産や株式への投資が行われるようになった。経済発展によって物価上昇率が加速し、金利が付かないタンス預金より

も利殖ができる金融商品への関心が高まっていったのである。こうした状況もあり、1990年代後半には巨大な国有企業の一部には自ら金融機関を設立し、魅力的な金利をオファーすることによって、一般市民から直接事業資金を調達することを試みたり、政府の都市再開発の機会を利用して、市街地の工場を売却して郊外に移転することによって資金を捻出するなどの方法を取るところも出てきた。

国内企業だけでなく、外資系企業にとってもベトナム国内での事業資金、特に運転資金の調達は必ずしもたやすいものではなかった。外資系企業に許されているのは土地使用権と土地賃借権（リース）だけであり、当時はこうした資産を抵当に資金を融通することもできない状況であった^{xi}。抵当権の制度の整備が遅れており、これに基づく長期融資を企業は受けられなかったのである。この結果、ベトナムに進出した外資企業の多くは結局、外資系銀行から親会社保証に基づく、「親子ローン」にて現地の設備投資を行っていくことにならざるを得なかった。但し、例外は輸出加工区に立地している外資企業にあり、こうした企業のみ、土地の使用権の転貸が可能であった。

外資優遇税制は中国の改革開放政策と類似した制度設計になっていた。企業に対する税制を大まかに示すと、国内企業には1~3%の売上にかかる税（いわゆる「売上税」）と35%の企業所得税がある。1990年代は売上税に関しては、企業の負担を軽減し、経済発展に伴って増加が期待され、補足しやすい付加価値税に転換する改革を行った。また、企業所得税は国内企業と外資企業

図表8：外資企業の土地に関わる権利

	外資合弁企業	100% 外資企業	事業協力契約
土地所有権	なし	なし	なし
土地使用権	首相の許可を条件として現地側が土地使用権を現物出資すれば、外資側は利用可能（取得可）	外資側は利用不可	名義人はベトナム側。首相の許可を条件として現地側が土地使用権を現物出資すれば、外資側は利用可能（取得可）
土地賃借権（リース）	あり	あり	あり

注：土地使用権は減価償却（定額法）、土地賃借権は経費として会計処理する。

出所：小林守、宇佐美暁「アジア新経済圏—東南アジア篇—」（1997年）、徳間書店、p.89

図表 9：外資系企業向けの企業所得税率 (1995 年時点)

企業所得税率	適用条件	減免期間
25%	<ul style="list-style-type: none"> ・一般製造業 ・一般販売業 ・会計・監査, コンサルティング ・金融業 	<ul style="list-style-type: none"> ・黒字転換後最初の年度は全額免除。その後 1~2 年は半額減免。但し工業区に進出するサービス業は税率を 22% まで引き下げる。黒字転換後は 1 年間免税。 ・輸出型製造業で工業区に進出した企業のうち輸出比率 80% 未満の企業は税率 18%, 80% 以上の企業は 12% の税率をそれぞれ適用。
20%	以下のうち 2 つ以上の条件を満たすもの。 ① 500 人以上の雇用創出 ② 先進技術の導入 ③ 輸出比率 80% 以上 ④ 法定資本金 1000 万ドル以上	<ul style="list-style-type: none"> ・黒字転換後 2 年, その後 1~3 年は半額減免。 ・輸出加工区に進出して先の条件を満たすサービス業は 15% まで引き下げる。黒字転換後は 2 年間免税。
15%	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ建設事業 ・重工業, 後進地域への投資事業 ・事業終了後, ベトナム側に設備が譲渡されるもの (ホテルなど) 	黒字転換後 2 年, その後 1~4 年は半額減免。
10%	<ul style="list-style-type: none"> ・後進地域でのインフラ建設事業 ・植林事業 ・計画投資省が重要であると認めた事業 	黒字転換後 4 年, その後 4 年は半額減免。

出所：小林守, 宇佐美暁「アジア新経済圏—東南アジア篇—」(1997 年), 徳間書店, p.89

に対して異なるシステムを適用した。国内企業は 35% と一律に定まっていたが、これに対して外資企業も国内販売分については売上税を課されるが企業所得税は 25% と優遇された。さらに企業所得税については図表 9 のような条件を満たしているとベトナム政府が認めれば、20%, 15%, 10% と別途、さらなる優遇税率の恩典を付与し、減免期間についても適用条件に応じてそれぞれ定めた。

但し、上記のカテゴリーは永久に固定適用されるわけではなく、税率 15%, 20% 適用企業でも、投資許可取得後 5~7 年後に税率は 25% のカテゴリーに変更される。同様に税率 10% 適用企業でも投資許可取得後 8~10 年後に税率は 25% のカテゴリーに変更される。すなわち、採算に乗りにくい事業に最初の立上げ期の間だけ、もう一段の優遇税制を与えるが、立上げのための猶予期間が終われば、外資企業の一般的な標準税率である 25% を統一的に適用する、という制度設計になっていた。

3. 国有企業改革の進展と問題点

ドイモイの進化に伴い、経済政策において最重

要課題の一つが国有企業改革であった。大西 (2013) は 1995 年に国会で採択された国有企業法では「国有企業とは国家の委託した経済・社会目標実現のため、国家が投資し、設立し、管理し、経営もしくは公益活動を行う組織」と定義され、民間企業のような利潤追求の組織と公益企業と二分されるようになった、としている^{xii}。さらに、大西 (2003) はこの法律によって 1994 年より国有企業は形態的に独立企業の他、経済的利益、技術、原料供給、販売などで密接な関係を持つ企業が連合した総公社 (企業グループ) に分けられた、と指摘し、中でも「政府にとって重要」な若干の企業は政府が 50% 超の株式と特定事項の決定権限を有した、としている。このように社会主義の計画経済下で運営されてきた国有企業は企業に経営の権限と責任を多かれ少なかれ求めるものとなる。こうした形式では企業の資産価値と資金調達は株式会社への脱皮が、当然求められるが、1990 年代はまだ、証券市場が存在していなかったため、1997 年までに株式化を実施した国有企業は僅か 13 社に過ぎなかった。大西 (2003) はようやく 1998 年以降は次第に株式会社化が進み 110 社となったものの、この間、国営銀行をはじめとする金融機関はこうした国有企業への資金供

給を迫られた、と指摘している。前述のように金利上限が固定されていたため、金融機関にとってもこうした融資の多くは利益を圧迫するものでしかなかったと推察される。

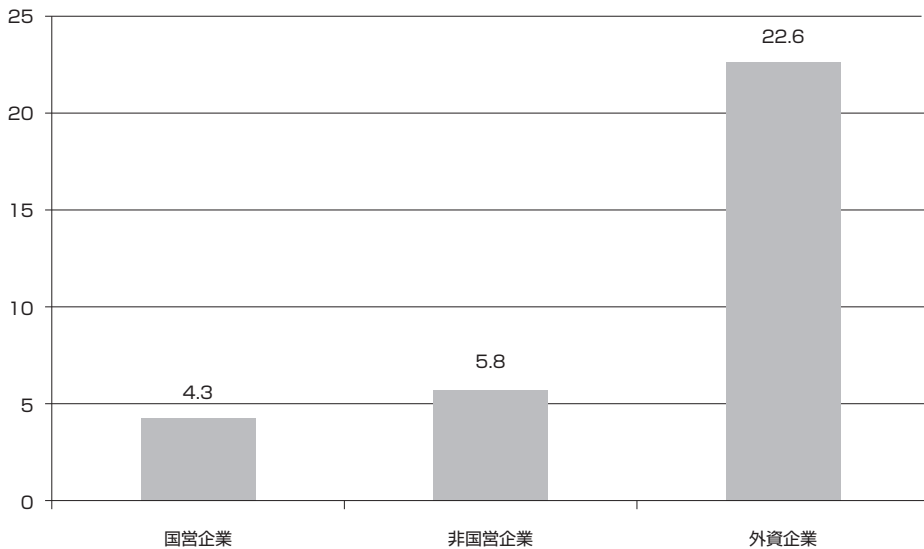
外資系企業、とりわけ多国籍企業や大企業の対ベトナム投資という観点から考えると、民間企業が後述のように十分な規模を形成していなかった当時においては合併パートナーとなるべき企業はこうした国有企業以外にはありえなかったが、株式会社化していない国有企業を現地パートナーとすることは現地子会社運営においてもリスクを抱えることになった。

こうしたリスクの最たるものは非効率性であり、それは国有企業を出自とする幹部や従業員の既得権益喪失への抵抗、市場メカニズムに対する無理解、技術やノウハウの軽視、さらには関連手続きの行政サイドの遅延、そして企業の革新的な取り組みは国有企業を基盤とする共産党体制への脅威であるとみて政治的な影響力を行使することなどに起因していた^{xiii}。

1990年代末にはこうした国有企業こそがベトナム産業の国際競争力形成を阻害し、中国や

NIES 諸国との間で大きな貿易赤字を形成しているという危機感が大きくなり、総公社傘下の個別企業を独立させたり、売却したりする動きが進展した。大西（2003）では資本規模10億ドン以下の赤字企業の整理、中小国有企業の株式化が進展し、1999年末までに株式会社化した国有企業は370社であったことが報告されている。こうした非効率な傘下の中小事業会社や赤字事業会社を切り離すことにより、残った有力事業子会社を抱えた総公社が競争力を向上させ、そのいくつかは国際市場でも競争力を持ち始めることになるのだが、この端緒は2000年代後半以降に現れる。この詳細については今後、別稿にてまとめるが、いずれにしても、1990年代の国有企業は外資企業にとって、本格的なパートナーとしては「難しい」相手であり、子会社の共同運営には困難を極めた。繊維生産などにおいては生産委託などにとどめた連携を続けるケースも多かった。1999年においてもベトナムにおいては外資企業に比べて国有企業（国営企業）の生産効率をはるかに低く、民間企業（非国営企業）と比べても劣っていた。図表10にみられるごとく、外資系企業（外

図表10：企業カテゴリー別の工業生産高伸び率（前年同期比％）
（1999年第1四半期の例）^{xiv}



出所：小林守「第二の『ドイモイ』求められるベトナム経済」、三菱総合研究所アジア市場研究部「全予測アジア2000—よみがえるアジアと日本の役割—」1999年、ダイヤモンド社、p.235

国企業)の工業生産高の伸び率はローカルの国営企業(国有企業)、非国営企業(民間企業)の4倍~5倍となっている。

外国資本の中には自ら直接投資によって子会社をベトナムに設立するのではなく、国有企業あるいは民間企業の中で優良な企業を探索し、委託生産方式によって生産を行うところもあった。特に国有企業改革によって、巨大な国有企業(総公社)傘下の個別企業が分割民営化を推進され、個々の工場は独立した企業として自活することを迫られていったが、このうち繊維分野などでは、それなりの技術があり、技術指導によって先進国市場でも通用する品質を実現することができる工場であれば、外国のバイヤーから技術指導員を受け入れて委託生産契約を結び、輸出することもできたのである。委託生産の他に自ら工場を外国企業の「リース工場」として貸出し、雇用を維持するために存続するという事例も出現した。

4. 結語に代えて

1986年に第6回共産党大会で採択されたドイモイ路線は最初のうちは小規模な私有制企業を認めるところから始まり、その後、全面的な市場経済の導入とつながるが、この路線の実現はその後、何年かの紆余曲折が必要であり、1991年に再度、第7回共産党大会でドイモイは国家基本政策として確認されることが必要だった。したがって、本格的なベトナムの市場経済化の胎動は1990年代にはじまったといっても過言ではない。1990年代はこの意味で「ベトナムの市場経済化第一幕」であると考えられる。

さらにこの流れが加速したのは1994年の米国の禁輸措置の解除、1995年の米国との国交正常化、ASEAN(東南アジア諸国連合)への加盟以降であろう。1990年代後半にかけて、外国からの資本流入が拡大し、経済成長率は5%~10%の高い水準が達成されるようになった。この経済活況は右肩上がりに進んだのではない。外国企業の進出によって苦境に陥った国有企業を救済するためベトナム政府が外資企業に与えていた優遇措置

を縮小したことや1997年のアジア通貨危機によって、停滞を見た時期もあった。しかし、基本的には活況のトレンドは変わらなかった。この活況を下支えするために経済成長に伴う需要に追い付かないインフラストラクチャーの整備のための公共支出を行い、最大都市ホーチミンシティや首都ハノイを中心に益々都市化が推進されていった。

しかし、同時にベトナムに市場経済化の持つ「負の側面」も現れるようになった。すなわち、土地や株式投機によって富を得た人々とそうでない人々との「貧富の格差拡大」である。また、「国営企業改革に伴う失業者の増加」や「都市と地方の格差」によっても経済格差は加速した。また、「中国からの密貿易品含む輸入品の激増」によって軽工業を担う中小企業の窮状という現象も現れていく。

この経済面での負の側面はやがて新しい社会問題の生起へと波及する。それまで社会主義ベトナムでは見られなかった「汚職と排金思想の広がり」や「売春、麻薬犯罪の広がり」である。犯罪発生率も次第に増加していった。その結果として、ベトナム共産党の威信の低下が懸念されるようになった。

ベトナム市場経済化の第二幕となる2000年代はベトナム政府がそうした社会問題拡大の抑制を試みつつ、さらなる市場経済化と経済発展のかじ取りを突き付けられていく期間である。この期間にはWTO(世界貿易機関)への加盟、リーマンショックが待ち受ける。こうした事態をどのようにベトナム政府がマネージし、市場経済化を進めていったのか、については稿を改めて、論じることとしたい。

注

- i 市場経済化のための国際的基盤整備は1997年のASEAN(東南アジア諸国連合)加盟、2008年のWTO(世界貿易機関)加盟などとして行われている。現時点ではTPP(環太平洋パートナーシップ)の参加国として各国の批准を待っている。
- ii 「全予測アジア」(1995年、1996年、2000年版)、三菱総合研究所、ダイヤモンド社

- iii 筆者は1995年12月～1996年3月までハノイに滞在したが、このような光景を実際に目にした。
- iv 外資系企業の進出に対する手続きの遅れと不透明さについては1995年2月に日本の経団連も改善要望を提出した。
- v 主要な改革の一つとして経済計画立案策定と調整をつかさどる国家計画委員と外国企業の投資を認可する国家協力投資委員会 (SCCI) を統合し計画投資省 (MPI) を新設したことが挙げられる (1995年)。
- vi 坪井 (1995) は石油鉱区の開発権を取得落札した外国企業としては日本企業の他にシェル (オランダ), トタル (フランス), BP (英国), BHP (オーストラリア), ペトロナス (マレーシア), ONGC (インド), インターコネクション (カナダ), モービル (米国) があるとしている。
- vii ドン, 米ドル, 金の併存は政府によるマクロ金融政策を困難にし, インフレーションのコントロールは困難を極めた。
- viii ベトナム商工会議所ディレクトリー (1993年～1994年)
- ix 大西勝明「21世紀のベトナム産業の現況と課題」, 小林守編著『アジアの投資環境・企業・産業—現状と展望—』所収, 専修大学商学研究所叢書12, 白桃書房, 2013年, pp.89-121
- x 筆者が1995年12月～1996年3月にかけて行ったベトナムの金融状況についてのインタビュー調査 (資金提供者, 国際協力事業団) では多額の「預金残高を持っていると当局にその資金源を厳しく調査されると国民は感じていて, タンス預金を好む傾向がある」との声を多く聞いた。
- xi なお, 現在においても外資企業には土地所有権が許されていない。
- xii 大西勝明「21世紀のベトナム産業の現況と課題」, 小林守編著『アジアの投資環境・企業・産業—現状と展望—』所収, 専修大学商学研究所叢書12, 白桃書房, 2013年, p.108
- xiii 1995年12月～1996年3月に滞在した筆者も早期にベトナムに進出した日系大手企業の駐在員から苦労談を直接聞いている。
- xiv 小林守「第二の『ドイモイ』求められるベトナム経済」, 「全予測アジア2000—よみがえるアジアと日本の役割—」, 三菱総合研究所アジア市場研究部, ダイヤモンド社, 1999年, p.235

参考文献

- 大西勝明「21世紀のベトナム産業と企業改革の課題」, 「アジア諸国の産業発展と中小企業」モノグラフシリーズ第五巻『韓国およびASEANの産業発展と中小企業』, 専修大学中小企業研究センター, 2008年 所収
- 大西勝明「21世紀のベトナム産業の現況と課題」, 小林守編著『アジアの投資環境・企業・産業—現状と展望—』pp.89-121 所収, 専修大学商学研究所叢書12, 白桃書房, 2013年 所収
- 三菱総合研究所編「全予測アジア」(1995年, 1996年, 2000年版), ダイヤモンド社
- 小林守「第二の『ドイモイ』求められるベトナム経済」, 「全予測アジア2000—よみがえるアジアと日本の役割—」 p.235, 三菱総合研究所アジア市場研究部, ダイヤモンド社, 1999年
- 小林守, 宇佐美暁「アジア新経済圏—東南アジア篇—」徳間書店, 1997年
- 東洋経済新報社編「東経Data Books, 全図解 日本企業のアジア進出マップ」東洋経済新報社, 1995年
- 坪井善明「ヴェトナム『豊かさ』への夜明け」, 岩波書店, 1994年
- IMF “world economic outlook database”